

自転車駐車場建設の経緯と今後について

《自転車問題審議会の設置とその背景》

平成元年7月に駅周辺地域の自転車問題に対処するため、北本市自転車問題審議会が設置されました。当時、駅周辺に放置される自転車は増加の一途をたどり、歩行者の通行の妨げ、駅前広場や道路の機能低下、緊急車輛の通行不能、都市美観の阻害などの問題がありました。市は駐輪場の整備や自転車放置防止条例の制定など駅周辺地域における自転車問題の解決をはかるための資料を得るために「北本駅周辺地域における自転車問題について」という事項で審議会に諮問を行ないました。

《自転車問題審議会の答申》

審議会では近隣市の視察等をはじめ、6回の審議会を経て平成元年11月、次のような答申（抜粋）が出されました。

- ・ 民営駐輪場の収容能力を超えた自転車駐車需要が生じていることから、民営駐輪場経営者の協力と共存を考え、有料の駐輪場2箇所、1,779㎡(自転車駐車施設整備計画台数推計から)の活用が必要である。
- ・ 視察等の結果、駐輪場の整備をただけでは放置自転車問題は解消できないという他市の状況から考え、北本駅東側では200m圏内に、西側地域では400m圏内に放置の状態を多く見られることから、駅を中心とした半径400m圏内を放置整理区域として指定し、撤去、移送することが望ましい。

《自転車駐車場建設と財団法人自転車駐車場整備センター》

市では自転車問題審議会の答申を経て、自転車駐車場建設と自転車放置防止条例の制定が同時並行で進められました。建設に当たり、政府の放置自転車対策の一つである民営事業による整備手法を取ることになり、市の要望により財団法人自転車駐車場整備センター（資料5）が建設と管理運営を行いました。

平成3年7月には順次3箇所の自転車駐車場がオープンとなりました。建設の際の協定ではセンターが設置した施設はセンターの所有で、センター自らが有料で経営し、一定期間所有した後は市又は市の定めるものに無償譲渡するという内容となっています。

建設費総額は3億4,000万円で、うち補助金が約5,400

万円、センター借入金が約7,800万円、市負担金は2億800万円となっています。

《東第1自転車駐車場の移転と協定の延伸》

当初の協定では平成13年6月までの10年間をセンターの所有、管理運営期間と定めましたが、当事北本3丁目に建設した東第1自転車駐車場が北本1丁目へ移転することになり、市はあらたにセンターに建設を要請し、併せて西第1、西第2自転車駐車場の管理運営を延伸する協定を締結しました。平成13年に締結した協定期間は概ね12年、その期限が平成25年3月末日となっています。

《西第1自転車駐車場の無償譲渡》

平成23年に協定期間満了が近いため、今後の自転車駐車場の運営について協議を行ないました。その結果、各自転車駐車場の利用率の低下、特に西第1自転車駐車場の経営状態が悪いため、市が一定の条件を受け入れることが不可能な場合は、西第1自転車駐車場に限っては「協定の延伸は厳しい」との打診がありました。これにより市が譲渡を受けることになり、今後の西第1自転車駐車場の管理運営について本審議会にご意見を求めることになりました。

《北本駅西口の現状》

平成23年度の放置自転車の撤去台数は481台（うち2台は原付バイク）で、280台が返還となっています。西口における回収台数は203台となっており、駅前広場改修工事があったにもかかわらず放置台数は多い状況でした。

昨年は、北本駅西口周辺の民営駐輪場の事業者の方に協力をいただき、放置自転車対策の基礎資料として自転車の収容状況、料金等について聞き取り調査を実施しました。これによりますと駅西口の自転車収容能力は大きく、また年々利用者が減少しているとの意見が多く、受け皿は十分にあることが判明しました。これらの状況を踏まえて今後の自転車駐車場の運営を考えていく必要が生じてきました。